

**平成27年度補正予算における
不妊に悩む方への特定治療支援事業Q & A**
(平成28年1月20日厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課事務連絡より抜粋)

総論		
1	初回治療の助成額の増額について、30万円にした根拠はなにか。	早期の受診を促す観点から、出産に至る割合が高い初回の助成額を15万円から30万円に拡充することとしました。30万円にした根拠としては、体外受精は、採卵から体外受精胚移植までを行う場合、1回あたり約30万円～40万円の費用がかかることから、その治療費の約100%をカバーするため、助成額を30万円としたところです。

初回治療の助成について		
1	初回治療とは年度内の初回治療か通年の初回治療か。	通年の初回治療となります。
2	初回治療が治療ステージのC又はFの治療であった場合は、2回目の治療が治療ステージA等であっても対象とならないか。	対象となりません。当該事業は、高額な医療費がかかる不妊治療の経済的負担の軽減を図ることを目的としており、比較的安価で済む治療ステージC又はFの治療に対して、初回治療として15万円を上乗せすることは考えておりません。
3	過去に治療を行っていたとしても、本事業の助成の申請が初回なら初回治療の対象となるか。	対象となります。ただし、本事業施行後に治療が終了し申請された場合が対象となります。

男性不妊治療について		
1	男性不妊治療を行う医療機関は自治体の指定を受けていない医療機関もあるが、指定医療機関以外で治療した場合も対象となるのか。	男性不妊治療への助成は、特定不妊治療のうち精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術を行った場合に助成するものであるが、男性不妊治療を指定医療機関以外の病院（一般の泌尿器科を標榜する病院等）で行う場合もあることを考慮し、主治医の治療方針に基づき、指定医療機関以外の医療機関で男性不妊治療を行った場合も対象とします。
2	男性不妊治療のみの申請は認められるのか。	上記1の回答にもあるとおり、男性不妊治療への助成は、特定不妊治療のうち精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術を行った場合を対象とするものであり、男性不妊治療単独での申請は想定しておりません。ただし、主治医の治療方針に基づき、採卵前に男性不妊治療を行ったが、精子が採取できず治療が終了した場合に限り、男性不妊治療のみでの助成を対象とします。なお、この場合の助成は通算助成回数6回中の1回の治療としてカウントしますが、初回助成の対象にはなりません。
3	男性不妊治療の適用範囲について、検査費用、凍結費用は対象となるか。	検査費用は対象となりません。保険適用外の手術費用、凍結費用を対象とします。
4	以前（例えば1年前）に実施した男性不妊治療で採精・凍結した精子を使用して、特定不妊治療を実施した場合、男性不妊治療は助成対象となるか。	対象となりません。ただし、27年度中に実施した男性不妊治療で採精・凍結した精子を使用して特定不妊治療を実施し、本事業施行後に治療が終了した場合は、助成の対象として差し支えないものとします。
5	男性不妊治療の助成回数に制限はあるのか。	男性不妊治療への助成は、特定不妊治療のうち精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術を行った場合を対象とするものであり、その助成回数は6回を限度とします。なお、男性不妊治療（精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術）については、その手術方法からも一人の男性が複数回行うことは、専門家からもあまり例がないとの意見もあることから、複数回の申請があった場合は、治療内容を十分確認の上、運用をお願いします。

その他		
1	単身赴任等で夫と妻の住所が異なる場合、夫と妻の居住地を管轄する保健所が2つ存在し、これまでの運用ではどちらか一方の保健所に申請を行って対応してきたところであるが、今回の男性不妊治療の拡充を受けてもその対応に変更はないか。	これまでの対応に変更はなく、申請先はどちらでも良い。夫と妻でそれぞれの自治体に対し重複請求がなされないよう受付窓口で十分確認の上、対応をお願いします。
2	男性不妊治療費と特定不妊治療費を合算した上限額を比較して助成することで良いか。	別々に上限額を比較して助成することとします。 (例) 初回治療で男性不妊治療も行った場合。 総額47万円(うち、男性不妊治療:12万円、その他の特定不妊治療:35万円) (計算例) 男性不妊治療上限額:15万円 ⇒ 比較対象額:12万円 特定不妊治療上限額:30万円(初回分含む) ⇒ 比較対象額:35万円 助成額:42万円を助成